



気 監 第 3 5 7 号
令和 5 年 3 月 1 4 日

気仙沼市長 菅 原 茂 様

気仙沼市監査委員 生 駒 利 夫
気仙沼市監査委員 村 上 佳 市

定期監査の結果について（通知）

地方自治法第199条第4項の規定により令和3年度分に係る定期監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり報告します。

議会事務局

令和4年度 定期監査結果報告

(議会事務局)

次の監査を気仙沼市監査基準(令和2年監査委員告示第3号)に従って実施した。

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象

議会事務局に係る令和3年度分の財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行

3 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事業の管理又は事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか。
- (3) 事務の執行は法令に基づいて適正に行われているか。

4 監査の主な実施内容

令和3年度に執行された事務事業について、関係書類を調査するとともに、担当職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の実施場所及び実施日

実施部署	実施場所	実施日
議会事務局	監査委員室	令和5年2月6日

6 監査の結果

令和3年度の財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行状況は、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、以下、是正や改善等が必要と思われるものを指導注意事項、検討していただきたいものを意見としてまとめたので、留意のうえ事務を執行されたい。

(指導注意事項)

賃貸借契約の中で月額単価による契約ではあるが、仕様書等にはその旨の記載がなかったものがあつた。発注の際に仕様書等において明記し、事前に業者へ知らせておくべきものと考えてるので、今後、留意のうえ契約事務を遂行されたい。

(意見)

業務委託の中で、気仙沼市財務規則第108条第1項第1号オ（時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる場合）を適用した特命随意契約があつたが、特命理由について、時価を示すことなく、業者が関係する業務の受託者であることや設備の設置業者であることから安価な価格で契約を締結できるという内容であつた。比較の対象となる時価を把握していない中で同規定を適用するより、この場合、業者が限定される理由を明確にして同号ウ（購入する物品及び業務が特殊なためその業者が限定されている場合）を適用するべきではないかと思われるので、検討願いたい。